

大阪府松原市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

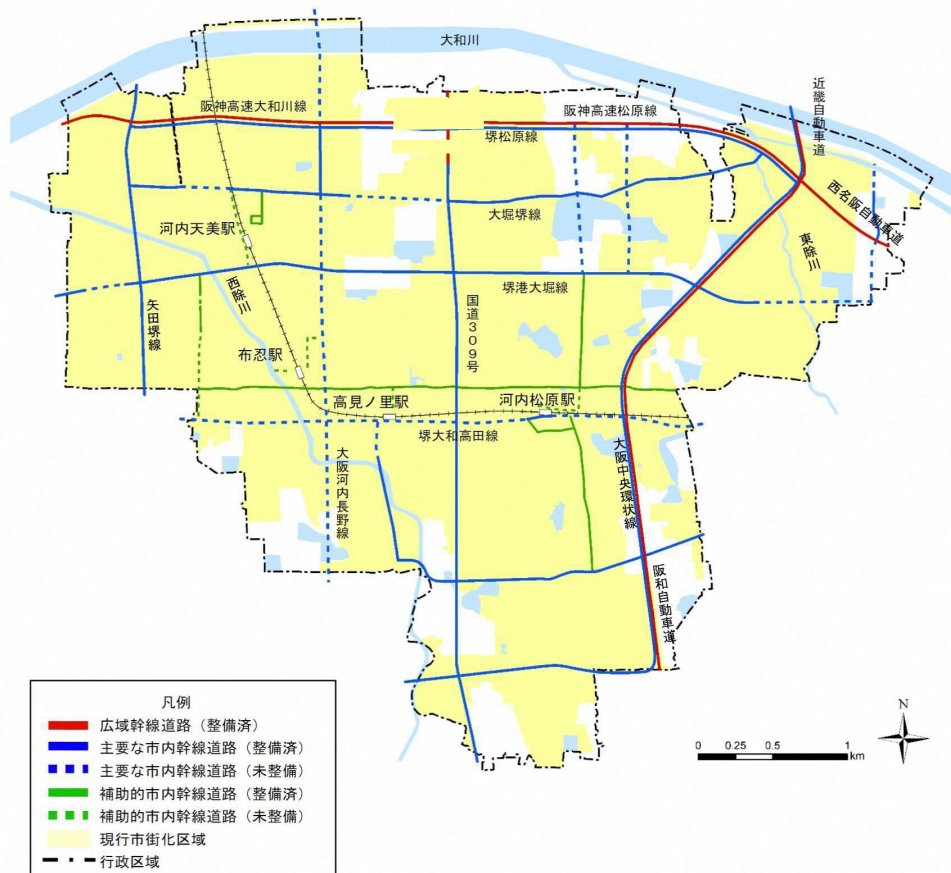
（1）促進区域

設定する区域は、令和6年1月1日現在における大阪府松原市の行政区画とする。

面積は、1,666ヘクタールである。

なお、本区域は、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施区域、自然公園法に規定する国立公園及び府立自然公園、シギ・チドリ類渡来湿地、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域はいずれも本区域に存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

本市は大阪府のほぼ中央に位置し、大阪市や堺市、羽曳野市、藤井寺市、八尾市に接している。平坦地で、主な河川は、北に大和川、西に西除川、東に東除川が流れている。また、かんがいを目的としたため池が点在している。

（インフラの整備状況）

①公共交通機関

本市内の鉄道路線は、近畿日本鉄道南大阪線が通っており、河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅、河内松原駅の4駅が設置されている。準急が停車する主要駅の河内松原駅から大阪南部のターミナル駅である大阪阿部野橋駅までの所要時間は約10分であり、鉄道利便性の高い位置にある。

②主な道路網

本市内には西名阪自動車道、近畿自動車道、阪和自動車道、阪神高速松原線及び阪神高速大和川線や国道309号、大阪中央環状線などが貫通し、南大阪における道路交通の要衝地となっている。

（人口分布の状況）

本市の人口は、令和2年国勢調査によると、117,641人である。年齢別構成比は、年少人口が10.7%、生産年齢人口が58.5%、老年人口が30.9%である。大阪府全体の年齢別構成比と比較すると、年少人口が▲1%、生産年齢人口が▲約2%であるのに対し、老年人口は約3%と多い傾向にある。

令和3年3月に策定した「松原市人口ビジョン」によると、本市の人口推移は昭和60年の136,388人をピークにして人口減少が進行し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和22年には約88,000人になるとされ、今後も人口減少はさらに進むものと推計されている。年少人口は、昭和55年、生産年齢人口は、平成2年をピークに減少傾向に転じる一方、老年人口は今後ますます増加していく見込みである。

自然動態では、出生数が死亡数を上回る、「自然増」を続けてきたが、近年は死亡数が増加傾向にあるのに対し、出生数は減少傾向となっており、平成19年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況となっている。合計特殊出生率については、1.34となっており、大阪府の1.37よりも0.03ポイント低くなっている。社会動態では、転出が転入を上回る、「社会減」の状態が続いてきたが、近年は、転入が横ばい傾向で、転出は減少傾向にあり、平成30年には転入が転出を上回る、「社会増」となった。

人口移動を年齢階級別にみると、10～19歳未満の人口区分が転入超過となっている一方、20～29歳までの人口区分については転出超過となっている。このことから年少から学生等

になる時期（社会人になる直前の世代）に転入し、社会人になる時期に転出する傾向にある。

（産業構造）

令和３年経済センサス活動調査によると、本市の事業所の総数は 4,362 事業所で、第１次産業の事業所数は 3 事業所、第２次産業の事業所数は 1,104 事業所、第３次産業の事業所数は 3,255 事業所となっている。産業大分類別にみると、卸売業・小売業が 948 事業所と最も多く、製造業が 666 事業所、不動産業・物品賃貸業が 440 事業所、建設業が 438 事業所、医療・福祉 430 事業所と続く。

また、本市の従業者の総数は 38,481 人で、卸売業・小売業の 8,592 人が最も多く、製造業 8,316 人、医療・福祉業 6,608 人の順となっており、売上高においても、地域経済分析システム（RESAS）によると、市内の全産業の売上高 508,721 百万円のうち、卸売業・小売業が 209,657 百万円（41.2%）、製造業が 123,297 百万円（24.2%）を占めており、卸売業・小売業及び製造業は、雇用、売上高において大きな影響を与える本市の基幹産業となっている。

その内訳としては、卸売業・小売業においては、飲食料品小売業が 84,956 百万円（40.5%）、飲食料品卸売業が 40,848 百万円（19.5%）であり、卸売業・小売業の売上高の約 6 割を占めている。製造業においては、金属製品製造業が 27,718 百万円（22.5%）、プラスチック製品製造業が 14,331 百万円（11.6%）、食料品製造業が 11,228 百万円（9.1%）であり、製造業の売上高の 5 割強を占める。

加えて、地域経済分析システム（RESAS）によると、道路貨物運送業は全産業において占める割合は 4.1%と少ないものの、平成 28 年と令和 3 年の本市の売上高を比較したところ、平成 28 年の 14,291 百万円から、令和 3 年は 21,079 百万円となり、6,788 百万円（147.5%）増加し付加価値額においても、平成 28 年の 3,864 百万円から、令和 3 年が 6,440 百万円となり、2,576 百万円（166.7%）増加するなど成長が見込まれる分野である。

また、従業者数においても平成 28 年が 938 人、令和 3 年が 1,239 人となり、301 人（132.1%）増加するなど雇用面においても大きな影響を与えており、今後、運輸業・郵便業のうち、特に道路貨物運送業といった、物流分野の果たす役割は大きくなっていくと考えられる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

地域経済分析システム（RE S A S）によると、令和3年度の本市における売上高は、全産業のうち、製造業が24.2%、卸売業・小売業が41.2%、令和3年経済センサス活動調査によると、純付加価値額は、全産業のうち、製造業が27.2%、卸売業・小売業が19.2%を占める。また、事業所数においても、全産業のうち、製造業が666事業所（15.3%）、卸売業・小売業が948事業所（21.7%）を占めており、本市の地域経済における基幹産業となっている。

また、物流分野（運輸業・郵便業）においては、平成28年と令和3年の売上高及び純付加価値額、従業者数を比較すると、すべてにおいて約1.2倍以上に増加していることから、阪神高速大和川線の開通により松原ジャンクション周辺や、国道309号線、大阪中央環状線等の幹線道路を中心に、本市の経済成長を牽引していくと考えられる。

本市においては、このような地域特性を活用し、本市の施策を組み合わせながら、強固な産業基盤を確立するとともに、本基本計画に基づく承認を受けた地域経済牽引事業者の成長を通じて他の産業にも高い経済波及効果をもたらし、地域経済の活性化及び経済の好循環を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	269 百万円	—

(算定根拠)

1件あたり平均6,889万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で269百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、**6,889 万円**（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で 1 %以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で 4 %以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で 4 %以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ①松原市の金属製品製造業、プラスチック製品製造業、食料品製造業等を中心とした産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②高規格幹線道路網の松原ジャンクションなどを中心とする松原市の広域交通体系を活用した卸売業・小売業、物流分野

（２）選定の理由

- ①松原市の金属製品製造業、プラスチック製品製造業、食料品製造業等を中心とした産業集積を活用した成長ものづくり分野

本市には、**4,362 事業所**の多様な事業所が存在し、そのうち製造業を営む事業所が **666 事業所**で全事業所数の **15.2%**、また純付加価値額については、**38,331 百万円**

で全産業の 27.2%を占めており、府内平均の 15.1%及び全国平均の 16.4%を大きく上回るなど、製造業は本市における基幹産業となっている。(令和 3 年経済センサス活動調査)

中でも、食料品製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業は、製造出荷額等において、食料品製造業 (49.3%)、金属製品製造業 (10.4%)、プラスチック製品製造業 (6.1%) と大部分を占めている。(令和 3 年経済センサス活動調査) 特に、食料品製造業は、平成 28 年の 61,390 百万円から、令和 3 年は 70,195 百万円と増加し、金属製品製造業においても、平成 28 年の 12,142 百万円から、令和 3 年は 14,743 百万円と増加している。(平成 28 年経済センサス活動調査、令和 3 年経済センサス活動調査)

金属製品製造業のうち金網業を営む事業所は、約 50 事業所あり、なかでも編目が極めて細かいハイメッシュのステンレス製金網の製造が盛んであり、平織、綾織等の織金網を中心に溶接金網、コンベア金網、クリンプ金網など各種産業で利用されている。

プラスチック製品製造業においては、製造品出荷額は平成 28 年の 10,866 百万円から、令和 3 年は 8,644 百万円と減少しているものの、製造業における従業者数では、食料品製造業 (2,427 人)、金属製品製造業 (1,385 人) に次いで、659 人と多くの従業者を雇用しており、平成 28 年時点の従業者数が 610 人から 8 %増加している。

また、環境に配慮したバイオプラスチックやリサイクルプラスチック等の製品開発やビジネスモデルの転換に向けた事業拡大が予測される。(平成 28 年経済センサス活動調査、令和 3 年経済センサス活動調査)

製造業は、今後も本市の卸売業、運輸業、小売業等、様々な分野への波及を及ぼす分野となっており、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、食品製造業、等の産業集積と本市の施策を組み合わせ、地域経済牽引事業を促進することによって、質の高い雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進区域全体への好循環化を図る。

②高規格幹線道路網の松原ジャンクションなどを中心とする松原市の広域交通体系を活用した卸売業・小売業、物流分野

本市の産業発展の特徴として、大阪市、堺市と隣接している地の利と近畿圏を中心とした経済産業地へのアクセスの良さを活かした企業立地の動きがみられる。

特に、その中心的存在となっているのが、本市を走る阪神高速大和川線、阪神高速道路松原線、近畿自動車道、西名阪自動車道、阪和自動車道の結節点となっている松原ジャンクションであり、大阪市内への移動はもとより、関西国際空港、伊丹空港まで約 30 分、また、京都、神戸といった近畿圏の主要都市までおよそ 60 分以内での移動を可能とする広域ネットワークを形成している。

また、令和 2 年 11 月には阪神高速大和川線に隣接する天美地区では大型ショッピングセンターがオープンし、さらに三宅西地区では約 11.7 ヘクタールの土地区画整理事業の事業が進められており物流倉庫や産業施設などの進出が計画されてい

る。さらには、本市の中心を南北に縦断する国道 309 号に隣接する丹南地区においてもまちづくりが進められており「多様な都市機能を活かした便利でにぎわいのある地域づくりの形成」をテーマに、持続的に発展できるまちづくりに取り組んでいる。

このような地域の特性を背景として、本市には卸売業・小売業が集積しており、市内 4,362 事業所のうち 948 事業所 21.7%を占め、事業所数及び従業者数において全産業中で最も多くなっている。また、純付加価値額においては製造業に次いで全産業中 2 位となっている。(令和 3 年経済センサス活動調査)

また、本市における基幹産業である製造業と、産業集積が進んだ卸売業・小売業が及ぼす他産業への波及効果に加え、本市の良好な交通インフラの活用により、今後、運輸業・郵便業の物流分野において、付加価値の高いサービスを提供する事業所の集積を促進することにより、成長への好循環をもたらし、地域経済の活性化に繋げていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野及び卸売業・小売業、物流分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①松原市立地促進奨励金

企業の立地を促進するため、市内に企業が新設、増設、設備投資を行った場合、固定資産税の 3 分の 1 又は 2 分の 1 相当額を 3 年間又は 5 年間、奨励金として交付する。

②松原市雇用促進奨励金

立地促進奨励金の対象企業が市民を新たに雇用した場合に奨励金を交付する。

③松原市土地活用促進奨励金

立地促進奨励金の対象事業者に対し、新たに土地を賃貸する者に増加する固定資産税の 3 分の 1 又は 2 分の 1 相当額を 3 年間又は 5 年間、奨励金として交付する。

④松原市意欲ある事業者経営支援補助金

中小企業者が、30 以上の事業者が共同して行う臨時展示場や本市内に存する大規模集客施設における臨時展示場等への展示による販路・需要開拓といった経営革新または経営改善を図る目的で事業を実施する場合に補助金を交付する。

⑤松原市中小企業奨学金返還支援事業補助金

本市内の中小企業者の人材確保と若年者の地元就職の促進を図るため、従業員の奨学金の返還を支援する制度を設けている市内の中小企業者に対し、市内の事業所に勤務する本市に住民登録のある正規雇用従業員（雇用日時点の年齢が満 30 歳未満である者）へ奨学金の返還を支援した額の一部を補助金として交付する。

⑥松原市地域一体型オープンファクトリー推進事業補助金

本市内のものづくりの力や地域産業の魅力を発信し、イメージの向上や集客を図り、地域産業の発展と振興に資する目的で地域一体型オープンファクトリーに参加し、オープンファクトリー事業を行うものづくり事業者に対して、その費用の一部を補助金として交付する。

⑦松原市商店街空き店舗創業等支援事業補助金

本市内の商店街の空き店舗の解消を図り、ひいては商店街の活性化に寄与するため、市内商店街内の空き店舗を活用して店舗を開設する創業者等に対し、改装や賃料にかかる経費の一部を補助金として交付する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

②本市は事業者のニーズに応じて、本市保有の公共データを可能な限り提供する。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、松原市市民生活部産業振興課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①産業振興に係る連携協定の締結

本市、松原商工会議所、株式会社池田泉州銀行、学校法人阪南大学との間で、産業振興連携協力に関する協定を平成24年11月に締結しており、本協定により、産業振興分野において相互の人的・知的資源を効果的に活用し、商工業の振興、雇用就労促進などに関する諸事業を実施し、地域経済の発展に繋げている。

②事業承継等の重要性・支援策の周知

本市では、事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等について、ホームページや広報誌等による周知を行っており、また大阪府では、事業承継支援のワンストップ相談窓口である「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」を中心に、商工団体や金融機関などオール大阪の支援機関で構成する「大阪府事業承継ネットワーク」で連携し、総合的な相談体制を構築し、事業者の状況に応じた支援に取り組んでいる。

③切れ目のない支援

地域経済牽引事業者に対して、定期的に企業訪問等を行い、国、府、市等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①松原市立地促進奨励金	実施	実施	実施
②松原市雇用促進奨励金	実施	実施	実施
③松原市土地活用促進奨励金	実施	実施	実施
④松原市意欲ある事業者経営支援補助金	実施	実施	実施
⑤松原市中小企業奨学金返還支援事業補助金	実施	実施	実施
⑥松原市地域一体型オープンファクトリー推進事業補助金	実施	実施	実施
⑦松原市商店街空き店舗創業等支援事業補助金	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府オープンデータカタログサイト	実施	実施	実施
②松原市保有の公共データの提供	実施	実施	実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①事業者からの相談	随時対応	随時対応	随時対応
【その他の事業環境整備】			
①産業振興に係る連携協定の締結	実施	実施	実施
②事業承継等の重要性・支援策の周知	実施	実施	実施
③切れ目のない支援	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、松原商工会議所、株式会社池田泉州銀行、学校法人阪南大学等の地域に存在する支援機関と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①松原商工会議所

昭和 47 年に設立され、商工業者約 1,750 事業所を会員とし、中小企業の経営基盤強化や税務、経理、労務等経営上の相談窓口となっている。経営開拓支援、創業支援、事業承継など商工業に関する幅広い指導、各種セミナーを実施している。

②株式会社池田泉州銀行

本市と池田泉州銀行は松原商工会議所とともに 3 者で産業振興連携協定を締結している。池田泉州銀行は本協定締結を機に、松原市内の事業者向けの融資「松原市産業振興融資ファンド」を創設し、事業者のニーズに対応した融資に積極的に取り組むなど、本市の中小企業振興の推進等産業振興に関する具体的な取組を進めている。

③学校法人阪南大学

本市と学校法人阪南大学は松原商工会議所とともに連携協力に関する包括協定を締結しており、連携協力のなかに産業振興に関する事項も含まれており、地元商店会の活性化をはじめ様々な取組を産・官・学連携で進めている

④ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO) は、大阪府と公益財団法人大阪産業局が連携して運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、国内最大級の常設展示場をはじめ、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動、セミナー開催など総合的な支援を行っている。

⑤地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑥公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

⑦大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の削減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な区域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこ

ととする。

②その他

本計画を推進するにあたっては、松原市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 11 年度末日までとする。